

令和7年度

# 行政監査報告書

桐生市監査委員

桐監発第7・61号  
令和8年2月27日

桐生市長 荒木 恵司 様  
桐生市議会議長 人見 武男 様

桐生市監査委員 石井 謙三  
同 谷 信良  
同 北川 久人

### 行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項に規定する行政監査を実施しましたので、同条第9項の規定の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 1 監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和2年4月1日桐生市監査委員告示第1号）に準拠し、監査を実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に規定する行政監査

## 3 監査のテーマ

公の施設に係る指定管理者制度の運用状況について

## 4 監査の目的

平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として、公の施設の管理の手法として導入された。

本市では、平成17年3月に「桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成18年度から指定管理者制度を導入、令和6年度は28施設で指定管理者による管理が行われている。さらに、令和2年4月に「指定管理者制度導入施設の管理運営状況等に係るモニタリングガイドライン」（以下「モニタリングガイドライン」という。）が改正され、現在はこれらに基づき運用されている。

今回の行政監査は、部局を横断的に調査し、指定管理に係る事務執行や、管理運営状況の確認方法等を検証することにより、今後の適正な事務に資することを目的として実施した。

## 5 監査の対象

令和6年4月1日時点において、指定管理者制度が導入された28施設の中から、指定管理料の有無、施設の性格等を考慮し、施設を所管する部局から1施設ずつ選定した5施設。

## 6 監査の期間

令和7年9月26日から令和8年2月26日まで

## 7 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の募集、選定等は適切に行われているか。
- (2) 施設所管課における管理運営状況の確認は適切に行われているか。
- (3) 施設所管課における指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。

## 8 監査の主な内容

監査対象課に係る書類の提出を求め、必要に応じて担当者に説明を求めた。

## 9 監査の結果

### (1) 指定管理者制度の運用状況及び監査の結果（施設別）

#### ア. 桐生市市民文化会館

設置根拠	桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例
指定管理導入時期	平成18年4月1日
設置の趣旨・目的	芸術文化の振興と市民文化活動の奨励、援助及び市民が触れ合う交流の場を整備することで、潤いや活気あるまちづくりに寄与するため
指定管理の業務概要	1. 芸術文化事業の企画実施に関すること 2. 施設の使用に関すること （施設使用申請の受付・許可、使用料の収納等） 3. 施設の円滑な管理運営に関すること （施設・設備・備品の維持管理、清掃、警備、受付、案内等） 4. 機械設備等の保守及び維持管理に関すること 5. 水質、衛生に関すること 6. 経理及び会計に関すること 7. その他、防災に関すること等
指定管理者	公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
指定管理料	249,848,320円（令和6年度決算額）
公募・非公募	公募
施設所管課	市民生活部スポーツ・文化振興課

### 監査の結果

年次事業報告に関する一部の書類が未提出のままとなっていた。年次事業報告については、指定管理業務に関する委託契約の履行確認に類するものであることから、施

設所管課においては、指定管理者から提出された書類を審査し、報告事項について不足がないよう対応されたい。

その他の監査を実施した範囲においては、特に指摘すべき事項はなかった。

#### イ. 桐生市総合福祉センター

設 置 根 拠	桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
指 定 管 理 導 入 時 期	平成 21 年 2 月 1 日
設 置 の 趣 旨 ・ 目 的	福祉の拠点として、市民の福祉向上に関するサービスの充実及び市民の福祉活動の推進を図るとともに、地域とのふれあいの場を提供し、もって市民の福祉の増進に寄与するため
指 定 管 理 の 業 務 概 要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の管理運営に関すること</li> <li>2. 施設及び設備の維持管理に関すること</li> <li>3. 自主事業に関すること</li> <li>4. その他センターの管理運営上、市長が必要と認める業務を行うこと</li> <li>5. 地域福祉・障害福祉の推進に関すること</li> </ol>
指 定 管 理 者	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会
指 定 期 間	令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（5 年間）
指 定 管 理 料	21,221,000 円（令和 6 年度決算額）
公 募 ・ 非 公 募	公募
施 設 所 管 課	保健福祉部福祉課

#### 監査の結果

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で規定する公募の周知方法のうち、掲示板に掲示する方法がされていなかった。公募するときは、規則に則り実施されたい。

指定管理者との協定について、指定管理者候補者選定後の仮協定を締結しないまま、議決後に協定を締結していた。桐生市総合福祉センター指定管理者募集要項において、仮協定の締結について明示していることから、適切に対応されたい。

モニタリングガイドラインで規定する年次事業報告書の記載が不十分なままとなっていた。年次事業報告については、指定管理業務に関する委託契約の履行確認に類するものであることから、施設所管課においては、指定管理者から提出された書類を審査し、報告事項について不足がないよう対応されたい。

その他の監査を実施した範囲においては、特に指摘すべき事項はなかった。

ウ. 桐生市職業訓練センター

設 置 根 拠	桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例
指定管理導入時期	平成 23 年 4 月 1 日
設置の趣旨・目的	市民に対する多様な職業教育訓練体制の確立を図るとともに、地域経済社会の発展に寄与するため
指定管理の業務概要	1. 職業に関する研修、講習、講座等に関すること 2. センターの施設及び設備の使用の許可に関すること 3. センターの施設及び設備の維持管理に関すること 4. その他施設の管理上、市長が必要と認める業務
指 定 管 理 者	職業訓練法人桐生職業訓練協会
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）
指 定 管 理 料	28,710,000 円（令和 6 年度決算額）
公 募 ・ 非 公 募	公募
施 設 所 管 課	産業経済部商工振興課

監査の結果

監査を実施した範囲においては、特に指摘すべき事項はなかった。

エ. 桐生が岡遊園地

設 置 根 拠	桐生が岡遊園地条例
指定管理導入時期	平成 18 年 4 月 1 日
設置の趣旨・目的	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため
指定管理の業務概要	1. 桐生が岡遊園地の施設及び遊器具の使用に関すること 2. 桐生が岡遊園地の施設及び遊器具の維持管理に関すること 3. その他施設の管理上、市長が必要と認める業務
指 定 管 理 者	公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
指 定 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）
指 定 管 理 料	161,257,000 円（令和 6 年度決算額）
公 募 ・ 非 公 募	公募
施 設 所 管 課	都市整備部公園緑地課

監査の結果

監査を実施した範囲においては、特に指摘すべき事項はなかった。

オ. 桐生市利平茶屋森林公園

設置根拠	桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例
指定管理導入時期	令和5年4月1日
設置の趣旨・目的	森林を保護するとともに、その利用増進を図ることにより、市民の休養及び研修の場とするため
指定管理の業務概要	1. 森林公園の使用の許可に関すること 2. 森林公園の施設及び設備等の維持管理に関すること 3. その他施設の管理上、市長が必要と認める業務
指定管理者	株式会社 Perk
指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）
指定管理料	8,924,000円（令和6年度決算額）
公募・非公募	公募
施設所管課	地域振興整備局黒保根支所地域振興整備課

監査の結果

モニタリングガイドラインで規定する年次事業報告書やアンケート調査報告書の記載が不十分なままとなっていた。施設所管課においては、指定管理者から提出された書類を審査し、必要に応じ指定管理者と協議する等、報告事項や確認の方法について検討されたい。特に年次事業報告については、指定管理業務に関する委託契約の履行確認に類するものであることから、報告事項について不足がないよう対応されたい。

その他監査を実施した範囲においては、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 監査の結果（まとめ）

指定管理者の募集については、本市の指定管理者制度導入施設28施設全てにおいて、公募により指定管理者を募集し、条例に則って運用されていることを確認した。

一方で、施設所管課におけるモニタリングガイドラインの認識度に差があり、規定されている事項が徹底されていない状況が確認された。制度主管課においては、モニタリングガイドラインの周知を再度図るとともに、提出書類の報告事項に関するチェックリストの作成や提出された書類に関する取扱い方法など、手順がわかりやすくなるよう工夫されたい。

事業報告書については、その記載すべき事項が示されているのに対して、事業計画書に記載される事項は、指定管理者に委ねられている状況である。制度主管課においては、施設所管課が事業計画書において確認すべき事項を整理するなど、指定管理者ごとに異なる事業計画書であったとしても事務処理に差が生じない方法を検討されたい。

また、指定管理者に対して、より一層の経営努力を強く求めるとともに、近年のエネルギー価格の高騰や物価上昇といった社会経済環境の変化が指定管理者の管理費用に大きく影響していることを踏まえ、契約更新に際しては、適正かつ合理的な根拠に基づき、標準指定管理料を慎重に積算し設定することが必要である。これにより、持続可能な管理運営とサービス水準の維持向上を図ることが期待される。

今回の行政監査が、本市における指定管理施設に関する事務の適正化及び効率化につながり、市と指定管理者が一丸となって、公の施設の質の向上に一層努力されることを要望する。

【参考資料】

指定管理者制度導入施設一覧

令和6年4月1日

No.	施設名	指定管理者	指定期間	施設所管課
1	市民活動推進センター	一般社団法人 きりゅう市民活動 推進ネットワーク	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 (5年間)	市民生活部 地域づくり課
2	市民文化会館	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
3	市民体育館	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
4	桐生球場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
5	桐生球場附属球場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
6	市民プール	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
7	陸上競技場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
8	庭球コート (元宿)	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
9	庭球コート (相生)	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
10	庭球コート (相川)	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課

No.	施設名	指定管理者	指定期間	施設所管課
11	相撲道場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
12	弓道場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
13	ユニー広場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
14	桐生境野球場	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	市民生活部 スポーツ・文化 振興課
15	総合福祉センター	社会福祉法人 桐生市社会福祉協議 会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年間)	保健福祉部 福祉課
16	点字図書館	社会福祉法人 桐生市社会福祉協議 会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年間)	保健福祉部 福祉課
17	梅田ふるさとセンタ ー	ふるさとセンター管 理運営共同事業体	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	産業経済部 農林振興課
18	桐生広域林業会館	桐生広域森林組合	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 (5年間)	産業経済部 農林振興課
19	職業訓練センター	職業訓練法人 桐生職業訓練協会	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	産業経済部 商工振興課
20	吾妻公園	株式会社 福田造園	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	都市整備部 公園緑地課
21	水道山公園	株式会社 福田造園	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	都市整備部 公園緑地課

No.	施設名	指定管理者	指定期間	施設所管課
22	南公園	有限会社 技研造園	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日 (5年間)	都市整備部 公園緑地課
23	桐生が岡遊園地	公益財団法人 桐生市スポーツ文化 事業団	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日 (5年間)	都市整備部 公園緑地課
24	新里温水プール	株式会社 桐生スイミングスク ール	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日 (5年間)	地域振興整備局 新里支所 地域振興整備課
25	黒保根町生産物直売 所	農事組合法人 黒保根やまびこ会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 (5年間)	地域振興整備局 黒保根支所 地域振興整備課
26	黒保根高齢者生活支 援施設	社会福祉法人 泰和会	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日 (5年間)	地域振興整備局 黒保根支所 市民生活課
27	花見ヶ原森林公園	一般社団法人 KiKi	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日 (3年間)	地域振興整備局 黒保根支所 地域振興整備課
28	利平茶屋森林公園	株式会社 perk	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日 (3年間)	地域振興整備局 黒保根支所 地域振興整備課